

瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月30日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市規則第23号

瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（昭和47年瀬戸市規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
<p>(粗大ごみ)</p> <p>第4条の2 <u>条例第1条の2第2項第3号の粗大ごみ</u>（以下「粗大ごみ」という。）は、その大きさが条例第4条の3第1項に規定するごみ袋に入らないものであって、別表第1に掲げるものとする。ただし、破碎不適物類については、その大きさによらない。</p> <p>(環境衛生巡視員身分証明書)</p> <p>第17条 条例第14条に規定する環境衛生巡視員は、<u>瀬戸市環境衛生巡視員身分証明書</u>（第17号様式）を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>別表第2（第12条関係）</p>			<p>(粗大ごみ)</p> <p>第4条の2 <u>条例第4条の市長が規則で定める粗大ごみ</u>（以下「粗大ごみ」という。）は、その大きさが条例第4条の3第1項に規定するごみ袋に入らないものであって、別表第1に掲げるものとする。ただし、破碎不適物類については、その大きさによらない。</p> <p>(環境衛生巡視員身分証明書)</p> <p>第17条 条例第14条に規定する環境衛生巡視員は、<u>環境衛生巡視員身分証明書</u>（第17号様式）を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>別表第2（第12条関係）</p>		
申請書	添付書類	調書又は計画書に添付する書類	申請書	添付書類	調書又は計画書に添付する書類
一般廃棄物	<省略>		一般廃棄物	<省略>	
収集運搬業許可申請書（第9号様式）	従業員に関する調書	保険関係書類等の従業員であることを証する書類	収集運搬業許可申請書（第9号様式）	従業員に関する調書	保険関係書類等の従業員であることを証する書類

式)	類の写し <u>運転者の運転免許証の写し</u> <u>その他当該者が免許を受けていることを証するに足る書面（電磁的記録で作成されているものを含む。）</u>	式)	類の写し <u>運転免許証の写し（運転手のみ）</u>
<省略>		<省略>	
<省略>		<省略>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。